

「標準的なバス情報フォーマット」整備、オープンデータ化支援業務仕様書(案)

長野県企画振興部
交通政策局交通政策課

この仕様書は、「標準的なバス情報フォーマット」整備、オープンデータ化支援業務を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

「標準的なバス情報フォーマット」整備、オープンデータ化支援業務

2 業務の目的

交通事業者・市町村等が行う「標準的なバス情報フォーマット(GTFS-JP)」によるデータ整備・オープンデータ化を支援し、公共交通利用者の利便性向上を図る。

3 委託期間

契約日から令和6年3月29日(金)まで

4 業務内容

受託者は、前記2に沿った業務趣旨の下、専門的視点に立って次の業務を実施すること。

- ・ 交通事業者・市町村等が「標準的なバス情報フォーマット(GTFS-JP)」によるデータ整備・オープンデータ化を進めるに当たり、疑問点が生じた際の質問に対する回答

5 業務詳細

受託者は、次に掲げる事項に留意して実施すること。

- (1) 対象者は、長野県内に営業所がある交通事業者(バス、タクシー(乗合))、市町村及び広域連合等とする。
- (2) 質問は、「標準的なバス情報フォーマット(GTFS-JP)」によるデータ整備に用いる「見える化共通入力フォーマット」に関すること及び経路検索事業者等からの指摘に関すること等とする。
- (3) 質問は、受託者が用意する入力フォームや電子メール等を用いることとする。
- (4) 回答は、電子メール、電話、WEB 会議等を用いることとする。
- (5) 回答は、原則として質問受付の翌々日(土日祝日は含まない)までに行うものとする。なお、17時以降に受信したものは翌日(土日祝日は含まない)に受け付けたものとする。
- (6) 「見える化共通入力フォーマット」開発者を業務の担当に含めること。
- (7) 質問及び回答の状況については、適時委託者に報告すること。

- (8) 委託期間中の質問の受付は、令和6年3月 22 日(金)までとする。
- (9) 受託者は、本事業完了後、委託者が指定する日までに電子データ(PDF 等の形式)で業務完了報告書を提出すること。

6 関係資料の貸与

業務の遂行に必要な委託者が保有する資料については、可能な限りこれを貸与する。

業務遂行のために必要となる関係資料等については、委託者に貸出しを申し出た上、貸与を受けること。なお、貸与する資料等を他に貸与すること、これによって知り得た情報を他に公表してはならない。

7 その他

- (1) 受託者は、法令ならびに本県の条例、規則及び規程を遵守し、委託者が最適な成果を得られるよう誠実に本委託業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、本業務遂行の際は、委託者と十分協議を行うこと。
- (3) 仕様書に定めのない事項その他の本業務の進め方等について調整や疑義が生じた場合は、その都度、委託者と十分な協議をしたうえで実施すること。